

令和3年度 岐阜県教科用図書選定審議会 会議録

日時：令和3年5月17日（月） 午前10時～午前12時
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により審議会の成立を確認する。

2 会の形態

- 静ひつで公正な審議環境を確保した上で、新型コロナウイルス感染症対策として、全委員をオンラインで結び、調査報告及び審議を行う。

3 県教育委員会教育長挨拶

- ・本審議会は、大変重要な会であるが、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されたこともあり、感染拡大防止を最優先として、静ひつで公正な審議環境を確保した上で、オンラインでの実施とした。
- ・本審議会は、法令に基づき、県教育委員会が毎年設置する諮問機関で、県教育委員会が採択権者である市町村教育委員会に対して、指導、助言又は援助を行うに当たり、ご意見をお伺いするための会。
- ・小・中学校の教科書の採択については、一昨年度小学校、昨年度中学校の採択替えが行われた。
- ・採択権者である市町村教育委員会が、その権限と責任のもと、慣例にとらわれることなく、綿密な調査研究と十分な審議を経て、適正かつ公正に採択されたものと認識している。また、採択理由や審議のプロセスを公表し、保護者や地域住民に対して、説明責任を果たしていただいたところである。
- ・本年度は、小・中学校ともに、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならない、いわゆる採択替えのない年度である。ただし、中学校の社会科・歴史的分野の教科書については、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行され、採択替えを行うことが可能とされている。そこで、本日は、採択基準と歴史的分野の調査研究資料、附則9条に規定する教科用図書の選定資料について、ご審議いただくとともに、今後の教科書採択の在り方についても様々な観点からご意見を賜り、各市町村教育委員会に対して、適切な指導、助言または援助を行っていきたい。
- ・現在、各学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底と、子どもの学びの保障の両立という難しい課題に取り組んでいただいている。そんな中、GIGAスクール構想の早期実現により、1人1台端末が整備され、授業の質をより高めていく上で、デジタル教科書の活用が注目を集めている。国が設置した「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」の中で、次の小学校用教科書の改訂時期である令和6年度を、デジタル教科書を本格的に導入する契機として捉え、紙の教科書との関係をどのようにすべきかなど、様々な観点から検討が進められているところである。また、今年度より国の実証事業として、県内の約半数の小・中学校において、デジタル教科書の活用が試行される。さらには、感染症対策の一環として、オンライン授業の在り方も課題となっている。
- ・このような学校教育の大きな変化を踏まえて、子どもたちの学習の主たる教材である「教科書」の役割やその採択の在り方について、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたい。

4 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
 - ・学識経験者

5 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

○ 選定審議会の任務等の説明

- ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和3年8月31日まで）
- ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
- ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
- ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。

○ 採択事務・日程等の説明

- ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
- ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日まで。

○ 議事内容の説明

- ・ 審議事項：次の3点
 - (1) 県教育委員会諮問事項：令和4年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
 - (2) 中学校用教科用図書 社会（歴史的分野）の調査研究結果（案）について
 - (3) 附則9条に規定する教科用図書の選定資料（案）について

6 令和3年度選定審議会の会長、副会長の決定

○ 会長、副会長の選出

- ・ 会長に、別府 哲委員。副会長に、石原 学委員。
- ※19名全員が同意

7 議事

(1) 審議事項

① 県教育委員会諮問事項

令和4年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案） について

【事務局より】

○ 採択基準（案）の説明

- ・ 項目1：基本方針を6点示した。
- ・ 項目2（1）：小・中学校用教科書については、基本的に令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
- ・ 項目2（3）：無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和2年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができる。今年度においては、中学校の社会（歴史的分野）の自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることになったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により「社会（歴史的分野）」についてのみ、採択替えを行うことが可能となった。採択替えを行うか否かについては、採択権者である市町村教育委員会が判断することとなる。
- ・ 項目2（4）：学校教育法附則第9条に規定する教科書の採択では、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書を選定することとしている。
- ・ 項目3：共同採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示している。

【審議】

- 会長：事務局より、採択基準について提案をいただいた。意見や質問を賜る。
昨年度と同様となっているが、2の(3)が、今年度、該当する部分となる。
諮問事項にある採択基準(案)について異論のない方は挙手をお願いしたい。
- 委員：(全員挙手)
- 会長：全員承認ということで、この採択基準を県教育委員会に答申する。

② 審議事項

中学校用教科用図書 社会(歴史的分野)の調査研究結果(案)について

【事務局より】

○ 調査研究結果及び専門調査員について

- ・昨年度、中学校の社会(歴史的分野)の教科書については、7者の教科書について、調査研究資料の着眼点に沿って、調査研究を行い審議・承認をいただいている。
- ・昨年度調査研究をした7者と、新たに発行された自由社の教科書について、公平に調査研究を行うため、昨年度と同一の着眼点と調査方法を用いて調査研究を行った。
- ・その調査研究に携わる専門調査員についても、昨年度と同一の調査員を再度委嘱し調査研究を行った。

教科「社会」 種目「歴史的分野」

【事務局より】

- 社会、歴史的分野の8者の教科書を調査研究した。特に、次の3点を取り上げて、報告する。
 - 1点目は、着眼点1-(1)の知識・技能の習得
 - 2点目は、着眼点1-(2)の思考力・判断力・表現力等を育む学習
 - 3点目は、着眼点2-(2)の自分で考え、自分で学習が進めることができる内容や構成
- ・今年度新たに発行された「自由社」と他の発行者の教科書との違いが明瞭になるよう、説明においては、本県の7つの採択地区において採択されている「東京書籍」の教科書と併せて説明する。
- 着眼点1点目は、1-(1)の「知識・技能の習得」について、特に、「学習指導要領の改訂のポイントの取扱い」について調査した。
 - ・歴史的分野改訂のポイントとして、「我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実を図ること」が求められているからである。
 - ・そこで、「世界の歴史の扱い」にかかわる「自由社」の内容について調査したことを、東京書籍の内容と比較して説明する。
 - ・「東京書籍」の62～63ページ、第3章中世の日本の扉のページと「自由社」の69ページを見比べる。
 - ・「東京書籍」では、中世の武士の館や田植えの風景、祇園祭などの資料が掲載されており、中世の武士や民衆の暮らしについて取り上げられている。62ページの下の方には、日本での出来事と世界の国々を関連付けるように、王朝名を記載している。モンゴルの襲来や日明貿易といった日本とつながりのある出来事について赤の点線で表されている。
 - ・「自由社」の69ページでは、元軍から日本を守るために築かれた石塁の写真やモンゴル軍と戦った武士たちの様子について取り上げられている。69ページの下には、小学校で学習した人物とその人物に関わりのある出来事を位置付けている。人物と出来事を結び付けたり、歴史上の人物の功績を捉えたりすることができるようにしている。日宋貿易や元の襲来を撃退したなど、外国とのかかわりの中で業績のあった人物を中心に掲載している。また、巻末において、日本とともに欧米の出来事、中国、朝鮮の王朝名を記載した年表を掲載している。
- 着眼点の2点目は、1-(2)の「思考力・判断力・表現力等を育む学習」について調査した。
 - ・新学習指導要領において、歴史的分野の目標として「歴史的な見方・考え方を働かせて資質・能力の

育成を目指す。」ことが掲げられている。この点について、平成29年度に行われた、岐阜県の学習状況調査において「具体的な数値や言葉等を示しながら理由について自分の考えを述べる」という設問の正答率が低く、本県の課題となっている。

- ・「東京書籍」の84ページと「自由社」の90ページを見比べて説明する。
 - ・まずは、「東京書籍」84ページには、応仁の乱の様子に関する資料が掲載されている。その右下に「見方・考え方」を働かせるようにマークが位置付いている。単位時間の中で見方・考え方が働くような問いを投げかけたり、仲間で話し合ったりするように促している。
 - ・「自由社」は、単位時間ごとに「見方・考え方」を働かせるようなマークは位置付いていないが、右下にあるようなキャラクターの吹き出しを用いて事象について確かめたり問いかけたりしている。また、103ページのように章末の「時代の特徴を考えるページ」で、「中世はどんな時代だったのだろう」と問いかけ、時代の特徴を大きく捉えるための活動が位置付けられている。また、下の方に、時代比較の問題がある。平氏政権と鎌倉幕府を比較したり、鎌倉文化と室町文化を比較したりして、時代の特徴を捉えやすくしている。単元において学習した時代の政治や文化、人物を比較させる設問を位置付け、歴史的な見方・考え方を働かせて思考を促すページとなっている。
- 着眼点の3点目は、2-(2)の「自分で考え、自分で学習を進めることができる内容や構成」について調査した。「東京書籍」も「自由社」も問題解決的な学習が進められるように、導入資料から学習課題を設定し、脚注の資料や本文から追究する構成になっている。
- ・「東京書籍」では、学習課題に対する確認の問いやそれを生かした言語活動を位置付けている。
 - ・「自由社」では、毎時間右下に「チャレンジ」という項目を設けて、「～書いてみよう」「表にまとめてみよう」「説明してみよう」といった言語活動を位置付けている。また、章末には「調べ学習のページ」「復習のページ」「時代の特徴を考えるページ」「対話とまとめ図のページ」が設けられていて、学習内容を生かして生徒が自分で学習を進めることができる内容となっている。
- 以上で、調査報告を終わる。

【審議】

会長：事務局の説明に対して、意見・質問をお願いしたい。

委員：調査研究資料を見ると、昨年度の7社については、基本的には変わらない。（「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」（通知）1（2）（ウ）について、もう少し教えてほしい。東京書籍と自由社を比較すればよいということか。第3の教科書を選んでもよいということか。

事務局：新たに自由社の教科書が発行されたことにより、自由社の教科書を採択することも、昨年度採択しなかった他の発行者の教科書を採択することも可能となった。昨年度発行された7者については、本審議会において既にそれぞれの違いが明瞭となるように調査し説明しているので、今年度については、昨年度全地区で採択された「東京書籍」と「自由社」とを比較してその特徴を説明することとした。昨年度、各市町村教育委員会においては、綿密な調査と十分な審議を経て採択していることから、採択替えする場合であってもしない場合であってもその理由が大切であり、各採択地区、各市町村教育委員会にはその説明責任を果たすことが重要であると捉えている。

委員：客観的に見て、昨年度、東京書籍に採択されたときの調査研究の観点と、今回の東京書籍と自由社で調査研究された観点と同じ観点で行っているのであれば、公平であるといえる。今回、同じ観点で調査研究を行った結果が示されていると解釈してよいか。

事務局：昨年度と同じ観点で調査研究を行った結果を示している。各地区においても、県の調査研究資料を参考にして判断することも考えられることから、昨年と同じ観点で、同じ専門調査員に調査を依頼し、調査の公正・公平性の確保に努めた。

会長：提案のあったものを、種目「歴史的分野」の調査研究結果資料とすることについて賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

委員：（全員挙手）

会長：種目「歴史的分野」の調査研究結果について承認された。

③ 審議事項

附則 9 条に規定する教科用図書の選定資料（案）について

【事務局より】

- 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の調査研究結果を報告する。特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校、義務教育学校の特別支援学級で採択できる教科用図書は、検定済教科書、検定済教科書の下学年適用、文部科学省の著作教科書、絵本などの一般図書となる。
- ・ 検定本：小中学校に「準ずる教育」、つまり「該当学年と同じ」教育を受けている児童生徒のために採択する。また、該当学年の教科書が適当でない場合は、下学年の教科書を使用する。
- ・ 文部科学省著作教科書：知的障がいのある児童生徒を対象とした、いわゆる「星本」などがこれにあたる。星本は、検定済教科書を使用するのが難しい児童生徒を対象として採択する。
- ・ 一般図書：いわゆる附則 9 条本とは、このような本をいう。一般図書について、文部科学省はこれまで「一般図書一覧」を作成していたが、本年度より作成されないことになった。そのため、令和 4 年度の「一般図書一覧」については、文部科学省が作成した「令和 3 年度用一般図書契約予定一覧」（令和 3 年 2 月 25 日事務連絡：文部科学省初等中等教育局教科書課）に掲載されている図書のうち、県内の特別支援学校から追加希望があった 1 冊を調査研究し、「一般図書選定資料（案）」として取りまとめた。これまで文部科学省が作成していた「一般図書一覧（文科）」と県独自でこれまでに調査研究を行ったものを加えた 356 冊が教科ごとに掲載されており、全て調査研究が完了しているものである。
- 調査の報告の前に、表の一番上の列をご覧いただきたい。横列の中央に「段階」とあり、数字はそれぞれの図書が 1～5 段階のどこに当てはまるかを示している。「段階」には、特別支援学校学習指導要領の各教科において、小学部の 1～3 の 3 つの段階と中学部の 1～2 段階を加えて、5 段階がある。
- それでは、新たに選定した 1 冊について、調査研究結果を報告する。
- ・ 調査研究資料(附則第 9 条本)に示した「調査の方法」から、中学部「社会（地図）」において使用できる『みんなの地図帳～見やすい・使いやすい～』の調査を行った。
- ・ 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、中学部「社会」では、「社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す」として、
 - 1 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
 - 2 社会的事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
 - 3 社会に主体的に関わろうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。と、示されている。
- ・ そして、段階ごとに示された内容の 1 つ、「オ 我が国の地理や歴史」では、
 - 1 段階（ア）㊦ 身近な地域や自分たちの市の様子が分かること。
 - ㊧ ～身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを考え、表現すること。
 - 2 段階（ア）㊦ 自分たちの県の概要を理解すること。
 - ㊧ ～地理的環境の特色を考え、表現すること、とある。
- ・ このことに迫るためには、生徒にとって分かりやすい図書が必要になってくる。
- 本書について、調査項目「1」の（1）「系統性・発展性」、（2）「思考力・判断力・表現力等」について述べる。
- ・ この図書は、日本地図の部、世界地図の部に分かれている。「日本の地図」を例にとると、日本の地図は、28 枚の地図から構成されており、①各地方の県とおもな都市の地図、②自然の地図、③ 2 つの地図を重ね合わせた両方の要素を載せた地図、の 3 段階の構成となっている。基本的な情報のみに絞って表記してあるため、学びやすい内容となっている。また、索引が別冊になっているため、地図を見ながら知りたい情報を探ることができるようになっている。また、授業中に気になったこと

や学習の振り返りをするときなどに書き込むことができるよう、各ページが上質紙での構成になっている。

- 調査項目「2」の(1)「学習意欲の喚起」について、県境や川、山脈に文字が重ならないように工夫されている。また、海の色を淡い水色にする、都道府県名には下線をする、下線と文字の距離を適度にあけるなどの配慮がしてあるため、大変親しみやすく、活用しやすいといった点が見受けられる。
- 調査項目「2」の(2)「自分で学習を進める」について、読みやすいフォント、大きさに配慮した見やすい構成になっている。おもな都市、自然のそれぞれのページは、必要最小限の情報(小中学校の学習に必要な情報)のみに絞って表記してあるため、見る、捉えることに困難さを抱えている生徒にとっても、情報過多になることがなく、理解しやすさ、見やすさに配慮した内容であると捉えられる。
- 本書を通して、社会の「～調べまとめる技能を身に付けるようにする」「～選択・判断したことを適切に表現する力を養う」といった目標に迫ることができる。このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「社会(地図)」の中学部段階にあたる、4～5段階の目標の達成に適する図書とした。

【審議】

会長：事務局の説明に対して、意見・質問をお願いしたい。

委員：調査された見解として、ある特定の障がい種の生徒に対して適切なものなのか、障がいのある生徒に対して幅広く有用なものなのか。

担当：視覚に障がいのある生徒に焦点を充てて作成しているが、色の配置、情報がとらえやすいということもあり、特定の障がい種ではなく幅広い障がいのある児童生徒に有効だと考えている。

会長：情報が整理されているという点でいうと、発達障がいの生徒にとって分かりやすいと考えられる。

委員：「段階」の「4～5」という段階について、小学部では4～5段階が、中学部の1～2段階と捉えてよいのか。

担当：そう捉えてよい。この図書の段階は、中学校1～2段階の生徒を対象として設定している。

会長：提案のあったものを、附則9条に規定する教科用図書の選定資料とすることについて賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

委員：(全員挙手)

会長：附則9条に規定する教科用図書の選定資料について承認された。

(2) その他の事項

○教科用図書一覧表について

- ・別添資料は今年度使用されている教科書の一覧である。
- ・中学校の「社会(歴史的分野)」以外の教科書についてこの一覧表にあるものを、令和4年度使用教科用図書として採択することとなる。

○教科書センターについて

- ・県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、43か所となる。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある状況。法定展示の期間については、6月11日(金)からの14日間を予定しているが、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、各会場の状況に応じ、6月11日から7月18日までのいずれかの日を開催時期としている。もちろん、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めている。また、土日・祝祭日にも閲覧していただける会場もある。

○情報公開について

- ・公正性・透明性確保の観点から、県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行っていききたいと考えている。

8 閉会

○県教育委員会学校支援課長挨拶

- ・皆様からいただいたご意見を参考にさせていただき、各採択地区における教科書採択について、県教育委員会としての適切な指導、助言及び援助を行っていききたい。
- ・本日ご審議いただきました、「調査研究結果」及び「一般図書選定資料」については、今週中に、県内の各市町村教育委員会等に送付させていただく予定である。
- ・8月31日までは会議の内容等は非公開であることに留意いただきたい。